

中小企業回生手続の改善策

- 回生コンサルティングを中心に -



2013. 10. 19.

ソウル中央地方法院 部長判事 グ・フェグン



서울중앙지방법원

目次



I 中小企業回生手続の改善の着眼点

II 中小企業回生コンサルティング導入の背景と経過

III 中小企業庁、中小企業振興公団主管の回生関連コンサルティングの種類及び内容

IV 回生コンサルティングによる調査報告手続の改善(回生コンサルティングの核心)

V 中小企業庁、中小企業振興公団との追加協力事項

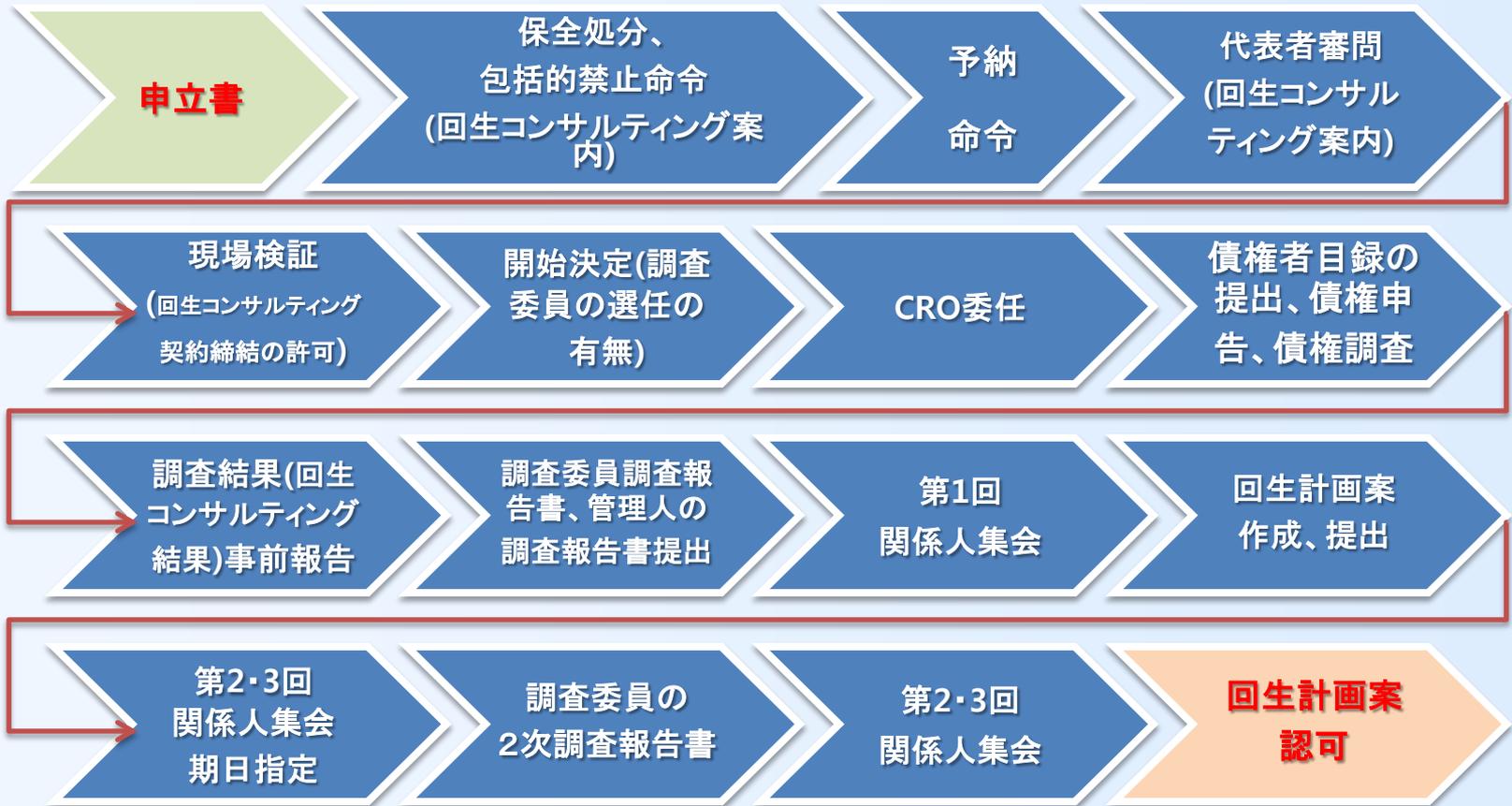
VI その他の検討事項



I

中小企業回生手続の改善の着眼点

回生手続の流れ



中小企業回生手続の問題点

■ 煩雑な手続及び過大な費用の支出

- 債務者回生及び破産に関する法律は単一の回生手続を規定している
- 現行回生手続は大規模企業には向いているが、中小企業には手続が煩雑な面があり、過大な費用がかかると批判
- 2011.3. Fast Track / 回生手続の申立てをする企業の殆どは中小企業

■ 倒産手続全般に対する理解及び準備の不足 – 限界状況で回生手続申立て

- 経営の異常兆候の発見時ではなく、保有資金の枯渇時に回生手続の申立てをする
- 回生手続の申立て段階に資金枯渇による手続費用の不足、運転資金不足により継続企業価値を生み出すことができない(通常6ヶ月以前から資金不足の状態)
- 競争力の喪失又は低い回生可能性であっても、事業継続に非合理的に執着
- 経済性及び市場の変化について専門家の診断を受けることなく、無理な回生計画案作成

■ 債権金融機関の無関心

- 中小企業は企業価値及び弁済比率が低く、再配置をする人的・物的資源がない
- 失敗した企業家に対する不信と相対的に少ない債権額などの理由による金融機関の無関心
- NPL 専門業者に債権譲渡

I

中小企業回生手続の改善の着眼点

1

中小企業回生手続の問題点

倒産手続に関する適切な情報の提供および手続費用の救助のための公的救助制度の不足

- 失敗した企業家に対して、国による再挑戦できる環境調整および関連制度の用意が必要
- 回生手続の申立て時の急迫性や情報不足による回生手続に対する不十分なアドバイスと過大な費用
- 中小企業の回生手続に関する公的救助制度として、従来中小企業庁・中小企業振興公団が中小企業コンサルティング支援事業の一環として施行していた企業回生コンサルティング事業があった-> 小規模予算(1社毎に1,800万ウォン) /回生計画案作成費用支援に限る



回生手続の改善の着眼点

回生手続初期に専門家の客観的診断を受けて多様な対策を提示(進路提示コンサルティング)

- 限界状況になってからの回生手続の申立て / 専門家経営診断の欠如
- 専門家的診断を通じて成功可能な事業部門+経済性のない事業部門に分類

回生可能性が
高い企業

- 成功可能な企業部門に力量を集中
- 債権金融機関が参加又は協力できるきっかけを作る

回生可能性が
低い企業

- 清算又は破産に誘導
- 不必要な手続を利用することによって発生する費用、時間、努力の浪費防止 / 裁判所は回生可能性が高い企業の回生に力量を集中

回生手続費用の節減

- 裁判所は回生会社の現状及び経済性を客観的に把握するために調査委員を選任して(法律上)管理人の調査報告書と同一の事項を調査して報告させる
- 予納費用の大部分は調査委員の報酬として支払われる->管理人調査報告書が調査委員の調査報告書を代替することで調査委員の報酬に相応する費用の節減

回生手続の改善の着眼点

回生手続の簡略化・迅速化

- 適切なレベルの回生コンサルティングで管理人調査報告書が作成・提出できれば、調査委員の調査報告手続を果敢に省略
- 第1回関係人集会前に事前回生計画案が提出される場合、第1,2,3回関係人集会を併合して進行(2013. 2. ウンジンホールディングス事例)
- 回生手続による汚名(stigma)を最小限にして、企業価値を極大化

中小企業関係機関との連携

- 失敗した企業家が再度挑戦できる環境と制度の用意が必須

関係機関の間の
連携および協力

成功可能な事業部門に
企業家の力量を集中

経済性がない事業部門の
売却など、大胆に整理 -> 再挑戦

 小規模企業(small business)に対する特則制定の経緯

- アメリカ連邦破産法チャプター11も単一の企業再建手続を規定 -> 大規模企業を念頭においたもの / 小規模企業に適用するには煩雑な上、債権者保護装置も債権者の無関心により小規模企業にはその効力を発揮できないと批判された
- 1980年頃小規模企業に対して迅速に手続を進行するためのFast Track手続を導入
 - ◆ 再建手続開始後、早期(60日 ~ 90日)に再建計画案を提出
 - ◆ 非公式的な事前検討を行い開示報告書(disclosure statement)を承認した後、(通知および審問なしに)再建計画案の可決のための勧誘又は説得を認めている
 - ◆ 正式の開示報告書の審問手続は再建計画案の認可のための審問手続と併合して進行
- 小規模企業に対するFast Trackの法的根拠が明確ではないと批判 → 改正法に小規模企業に関する特則が規定される(1994年、2005年)

改正法：開示報告書の承認手続および回生計画案の認可手続の緩和

- 再建計画案とは別途に開示報告書を作成しない、若しくは標準様式を利用して開示報告書を作成してから正式の承認手続前に条件付きで承認できる
- 承認(開示報告書)および認可(再建計画案)のための審問手続は併合できる

検討

- 開示報告書には、利害関係人に対する権利変更の内容だけではなく、再建計画案を適切に判断するための適切な情報が含まなければならない(韓国の調査報告書と似ている)
- 韓国の中小企業に対する回生手続をより迅速で効率的な制度に改善するための示唆を得ることができる
- 但し、アメリカの場合、中小企業庁等の関係機関と連携して中小企業を支援するプログラムはない

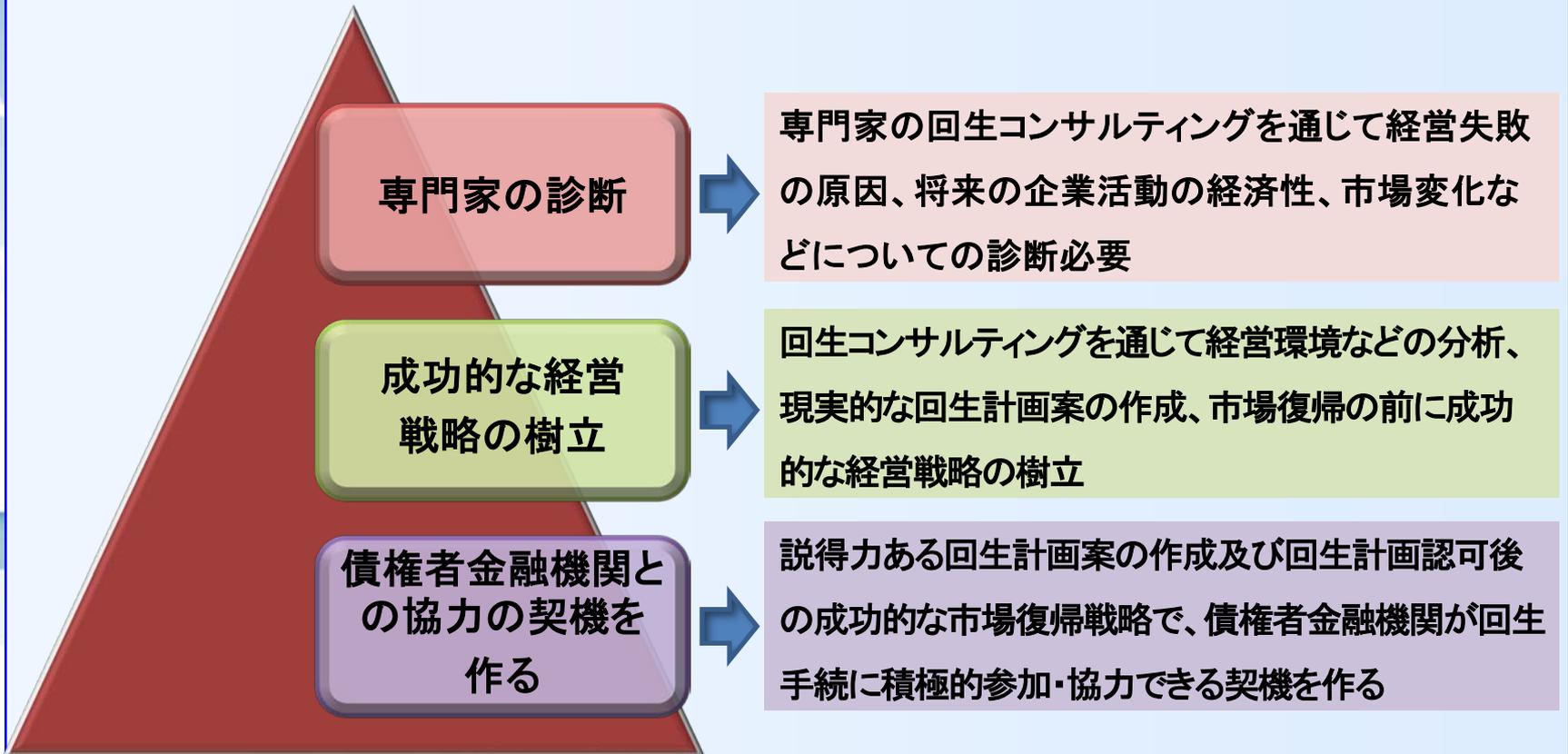
II

中小企業回生コンサルティング導入の背景及び経過

中小企業回生手続改善策

1 背景

必要性



2012. 3.からソウル中央地方法院の導入検討

II

中小企業回生コンサルティング導入の背景及び経過

2

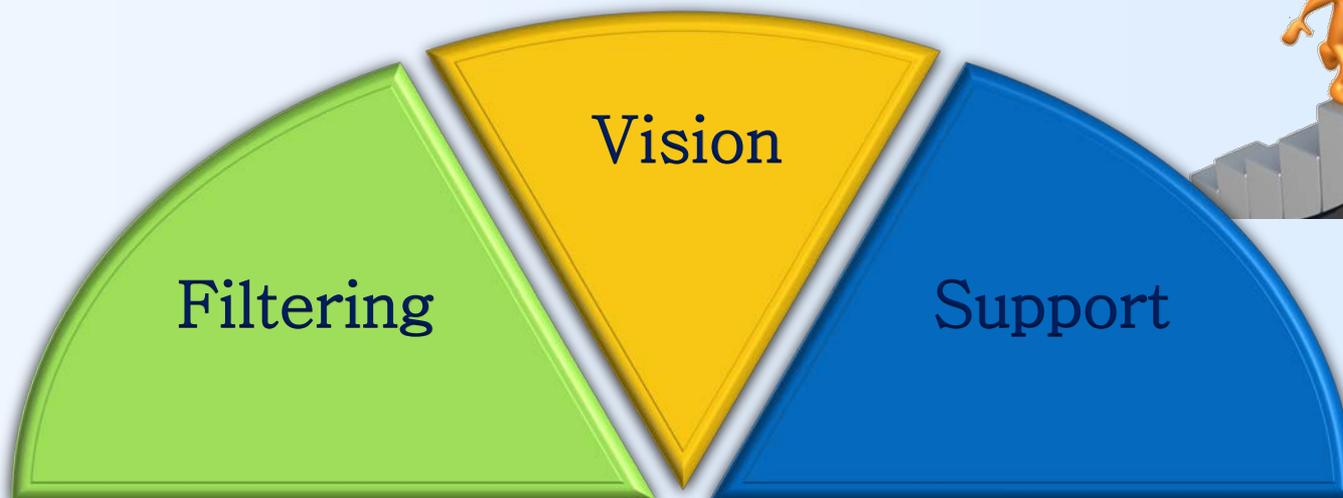
中小企業回生コンサルティングの基本概念

■ 監督官庁(中振公): 回生企業が事業の監督官庁において遂行機関(コンサルタント)の役割を
提供

- 遂行機関(コンサルタント): 回生会社が置かれている現実を能動的・積極的に評価して、それに基づいて事業計画を立て、回生計画案を作成
- 回生会社: 裁判所の許可を得て回生コンサルティングの監督官庁、遂行機関と契約を締

結

■ 回生コンサルティングの主要内容



中小企業回生コンサルティングの基本概念

回生コンサルティングへの参加者

- 監督官庁、遂行機関(コンサルタント)のほか、管理人、申立代理人、企業構造調整役員(CRO)、債権者協議会の代表債権者
- 企業回生および債権回収の極大化という共同目標のために積極的に協力

回生コンサルティングの費用

- 中小企業の回生手続であることを鑑みて低廉に算定
- 関係機関の支援(70%)
- 回生手続の簡略化による手続費用の節減 ->回生コンサルティング費用の自己財源(30%)を用意



関係機関との連携

韓国生産性本部との連携

- 2012. 3.頃、韓国生産性本部と連携してソウル中央地方法院破産部で回生コンサルティングを試験的に実施(一般的な経営コンサルティングcf. 新しい回生コンサルティングとは少し違いがある)
- 回生会社の経営改善に肯定的な効果 -> 回生コンサルティング拡大のきっかけ

中小企業庁、中小企業振興公団との連携

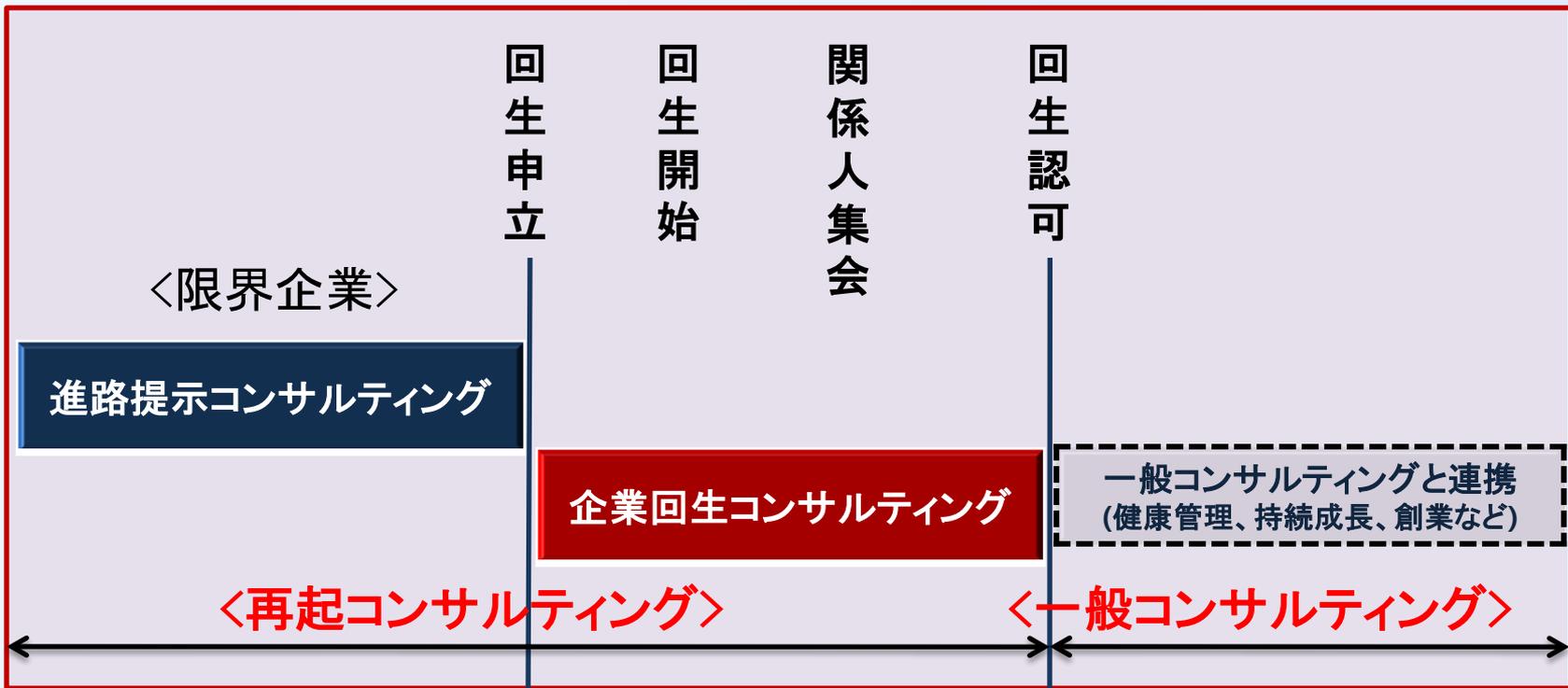
- 2012. 12. 11. ソウル中央地方法院は関係機関と中小企業回生手続の改善のための懇談会を開催
- 回生関連コンサルティング事業(主に回生計画案作成費用の支援)拡大および改善を提言
- 回生手続と連携する方を提言



関係機関との連携

進路提示コンサルティング / (企業)回生コンサルティング

中小企業回生手続改善策



1 進路提示コンサルティング

ア 内容および評価

- 回生手続の申立て前に経営危機の中小企業を対象に回生可能性を打診
 - 専門家POOL所属のコンサルタントが遂行
 - 回生可能性が低い企業には事業の清算又は破産手続を勧め、回生可能性が高い企業には回生手続の申立てを進める -> 回生コンサルティングと連携

■ 支援基準および金額(2013年の総予算12億ウォン) - 費用全額の支援

加重平均金額	支援日数	支援額	支援比率
100億ウォン未満	2日	200万ウォン	全額支援
100億ウォン以上~ 500億ウォン未満	3日	250万ウォン	〃
500億ウォン以上~ 1,000億ウォン未満	4日	300万ウォン	〃
1,000億ウォン以上	5日	350万ウォン	〃

1 進路提示コンサルティング

評価

- 遅れて回生手続の申立てをすることで回生可能性を下げる問題等を未然に防ぐ
- 裁判所は回生可能性が高い企業の回生に力量を集中
- 評価項目(中小企業庁等が設定)自体は適切なものであると考えられる
- 但し、費用、期間などの側面で不十分な進路提示コンサルティングにならないように注意

イ

裁判所の回生手続との連携策

- 進路提示コンサルティングで原則的に裁判所が関わる余地はない
- 裁判所が管理している調査委員候補者の名簿を提供 -> 一定のレベルが保障できる進路提示コンサルティングになるように誘導



2 回生コンサルティング

ア 内容および評価

より効率的な回生手続の遂行のためのコンサルティング

- 進路提示コンサルティングの結果、回生可能性が高いと判断された中小企業 + 直ちに回生手続の申立てをした中小企業が回生コンサルティングの支援対象(中振公の内部審査過程の公正性の問題)
- 回生手続の初期から回生計画認可まで倒産専門家の回生手続遂行の補助

回生コンサルティングの具体的範囲



2 回生コンサルティング

支援基準および金額(2013年総予算18億ウォン)

調査当時の資産総額	裁判所予納金 (会計監査法人報酬 金額)	コンサルティング費用(単位：百万ウォン)		
		計	政府負担(70%)	企業負担金(30%)
～50億ウォン未満	15	22.5	15.75	6.75
50億ウォン以上～80億ウォン未満	18	27.0	18.90	8.10
80億ウォン以上～120億ウォン未満	27	40.5	28.35	12.15
120億ウォン以上～200億ウォン未満	32	48.0	30.00	18.00
200億ウォン以上～300億ウォン未満	39	58.5	30.00	28.50
300億ウォン以上～500億ウォン未満	45	67.5	30.00	37.50
500億ウォン以上～1000億ウォン未満	50	75.0	30.00	45.00

- 上記の支援基準によると、回生会社の負担金は30%
- 回生会社としてはいかなる場合にも調査委員に支給される報酬以上の金額は負担しない
- 2014年以降にはより多くの予算を確保する必要がある

2 回生コンサルティング



評価

- 回生手続の初期から適切な回生コンサルティングを提供 -> 経営者は会社の本来の事業に集中
- 既存の不十分なアドバイス -> 一定レベル以上のアドバイス内容を保障、費用節減効果
- 従来 of 回生計画案の作成実務は調査委員の保守的評価 -> 継続企業価値算出 -> 機械的に回生計画案に反映
- 適切な回生コンサルティング(経営環境の多様性、内在的力量等の能動的・積極的評価) -> 回生会社に適合する事業計画の樹立可能 -> 現実的な回生計画案の作成
- 調査委員の調査報告手続は省略可能
- 回生可能性が高い中小企業の発掘および回生会社の汚名(Stigma)の最小化、企業価値の極大化

2 回生コンサルティング

イ 裁判所回生手続との連携策

回生コンサルティングの支援申請案内

- すでに裁判所に回生手続の申立てをした企業であっても回生コンサルティングの支援対象に選定
- 回生コンサルティングの支援対象の是非決定後開始決定(調査委員選任省略可能)
- 開始決定が遅れる場合、保全処分および包括的禁止命令などを積極的に活用

回生コンサルティング契約締結の許可

- 回生会社は裁判所の許可を得て回生コンサルティングの監督官庁、遂行機関(コンサルタント)と回生コンサルティング契約締結

債権者目録の提出期間、債権申告期間、債権調査期間の短縮

- 回生コンサルティングによって迅速な手続進行および終結が可能
- 迅速な手続進行による副作用の最小化
- Fast Trackレベルまで、又はより短い期間まで短縮して、法定最短期間に定める



2 回生コンサルティング

イ 裁判所回生手続との連携策

調査報告手続の改善

- 調査委員が作成していた調査報告書レベルの管理人調査報告書作成・提出可能-> 調査委員の調査報告手続を果敢に省略して回生会社の手続費用の負担を軽減
- 回生手続の申立て企業が回生コンサルティングを受ける場合、原則的に調査委員を選任せず、管理人調査報告書が提出されてからその内容の客観性および適正性を検討->最終的に調査委員の選任が不要であると判断された場合、予納費用のうち調査委員の報酬に相応する部分を払い戻して運営資金などに使用するように誘導
- 管理人調査報告書を検討した結果、その内容が充分でなかったり、債権者らが異議申立する場合、事後的に調査委員の選任は不可避。但し、この場合においても調査委員の調査報告書は管理人の調査報告書の内容を補足する範囲で制限的に行われる(調査委員の報酬もそれによって減額調整 -> 手続費用節減効果は変わらない)

2 回生コンサルティング

■ 回生会社に適合する回生計画案の作成

- 回生コンサルティングを遂行するコンサルタント(会計監査法人所属会計士又は弁護士)が回生計画案作成まで補助する->適切で現実的な回生計画案の作成可能

■ 回生計画案の早期提出による関係人集会の効率的な運営 - 事前回生計画案提出等の場合、第1,2,3回関係人集会期日の併合を検討

- 適切な回生コンサルティング(+現実的な回生計画案の作成)が前提
- 回生会社に対して無関心・悲観的である債権者への説得力向上
- 第1回関係人集会期日前に債権者らの協力を得て‘事前回生計画案’が提出される場合、第1,2,3回の関係人集会期日をすべて併合(ウンジンホールディングス事例)

■ 第1回関係人集会と第2,3回関係人集会との間の期間短縮

- 事前回生計画案が提出されなかったとしても、関係人集会の間の期間を最短期間まで短縮

3 (倒産)専門家POOLの構成および運営

■ 専門家POOLの構成および運営

- 一定の資格要件を備えている(倒産)専門家で専門家POOLを構成
- 経営状況や内在的力量などについての一定レベル以上の専門家診断のために、コンサルタント資格を一定レベル以上に維持・管理
- 裁判所が管理している調査委員候補者目録を提供することで、調査委員として選任されることが出来る資格を持っている会計監査法人がコンサルタントとして選任されるように誘導

■ 資格要件

- 一定期間以上、回生事件の調査委員として選任された経歴がある会計監査法人
- その他の倒産専門弁護士など

■ 運営および管理

<p>コンサルタント選任過程の公正性を維持</p>	<p>コンサルタントの業務遂行結果を細分化して評価(不十分な業務遂行時排除)</p>	<p>裁判所も毎年調査委員候補者名簿更新に反映</p>
---------------------------	--	-----------------------------

回生コンサルティングによる調査報告手続の改善 (回生コンサルティングの核心中の一つ)

1

調査報告の内容



管理人の調査報告義務

- 債務者の財産価格の評価(債務者回生法第90条)
- 財産目録および貸借対照表の作成(債務者回生法第91条)
- 債務者が回生手続に至るまでの事情、債務者の業務および財産に関する事項、会社の取締役の責任に関する事項、その他、債務者の回生に必要な事項(債務者回生法第92条)



調査委員の選任(任意的)と報告義務

- 裁判所が必要であると認める場合、調査委員を選任でき(債務者回生法第87条第1項、任意的)、債務者回生法第90条～第92条の事項の調査および回生手続を進行の適正に関する意見を提出できる(債務者回生法第87条第3,4項)
- 調査委員は調査業務の遂行時、管理人と同じ義務を負担(債務者回生法第88条)

調査委員の選任と調査委員の調査報告

- 回生会社のすべての回生事件に調査委員を選任して調査報告を命じている
- 第1回関係人集会の前に、調査報告書を提出して、関係人集会でそれを要約して陳述する
- 管理人の調査報告書は調査委員の調査報告書の内容をほぼそのまま記載している
- 調査委員は第2回関係人集会において回生計画案の清算価値保障および遂行可能性についての意見を陳述する

調査委員の調査報告の具体的な内容

第1回関係人集会

- ・ 会社の概要
- ・ 回生手続開始に至るまでの事情
- ・ 会社の財産状態
- ・ 会社の支配株主および取締役等の責任
- ・ 偶発債務(保証債務)の内訳
- ・ 否認できる行為の存否および範囲
- ・ 継続企業価値が清算価値を超えるかどうかの有無、回生手続進行の妥当性に関する意見

第2回関係人集会

- ・ 回生計画案の清算価値の保障および遂行可能性の有無



調査委員の調査報告手続の省略

可能性

- 債務者回生法は、裁判所が必要であると認めるときは調査委員を選任できると規定
- 中小企業の場合、実務上の調査委員が作成する調査報告書の内容も比較的単純か定型的な場合が多い
- 回生会社が経済性があると判断される場合、利害関係人は調査委員の調査報告書の内容にそれほど大きな関心を持たない
- 適切なレベルの回生コンサルティングが行われると調査委員の調査報告に代替できるレベルの管理人調査報告書を充分作成できると判断される

問題点

◆ 管理人調査報告書の内容の客観性および適正性を保障する方法

◆ 管理人調査報告書の内容中否認権行使の対象行為と、取締役等の責任に関する調査の適正性の問題(特にDIPの場合)

調査委員の調査報告手続の省略

 必要条件

回生コンサルティングを通じて調査委員の調査報告書レベルの
管理人調査報告書を作成・提出



一定レベル以上の倒産専門家で構成されたコンサルタントの確保



管理人調査報告書の作成および事前検討時、
債権者協議会および構造調整役員(CRO)の参加



調査報告内容の客観性および適正性を判断するための
裁判所の専門性

裁判所の管理及び監督

■ 回生コンサルティングの契約締結における裁判所の許可

- 回生コンサルティングの担当コンサルタントの資格検討
- コンサルタントのコンサルティング内容の検討(関係人集会への参加等も必要)
- 回生コンサルティング費用の適正性検討

■ 管理人調査報告書の事前検討のための利害関係人審問手続の運営

- 管理人が調査報告書を提出する前に調査報告書の内容の適正性を検討
- 主たる管理委員、債権者協議会の代表債権者、構造調整役員(CRO)を利害関係人審問手続へ参加させる
- 担当裁判部は審問参加者の意見を考慮して、管理人調査報告書が一定レベルを維持できるように修正又は補足を勧告
- 調査委員の調査報告手続を省略することが適正であると判断された場合には、調査委員の選任のために予納された費用の相当分を返還
- 管理人調査報告書の内容が不十分な場合などには、調査委員を選任して必要な部分に限り調査報告を命じる(費用減額調整)

4

裁判所の管理及び監督



調査委員候補者の目録の管理

- 裁判所は毎年調査委員候補者名簿を更新して、不誠実な業務遂行が発見された会計監査法人は調査委員候補者名簿から削除->回生関連コンサルティング事業からも排除



裁判所の専門性 -回生知識など

5

結論

- ◆ 裁判所との連携を通じてコンサルタントのレベルを一定レベル以上に維持することが可能になり、裁判所の監督及び管理下では管理人調査報告書の客観性及び適正性を担保することができる
- ◆ 回生コンサルティングを通じた管理人調査報告書で調査委員の調査報告書を代替
- ◆ 事後的に調査委員を選任する場合にも調査委員は制限された範囲内において補足的に調査業務を遂行(報酬の減額調整)

1 回生手続又は破産手続に関する教育及び広報資料の製作

- 中小企業庁等は一般中小企業を対象として回生手続又は破産手続に関する教育及び広報を計画している
- ソウル中央地方法院破産部は‘法人破産を利用する必要性’などの資料を作成後、中小企業庁等に提供している



중소기업청
Small and Medium Enterprise Administration

2 回生手続の申立てをした中小企業に配布するパンフレット製作

- 中小企業に対する支援の内容(回生コンサルティング、緊急経営安定資金など)、M&A Info-Market、資産取引仲介マーケットなどが含まれる
- 中小企業振興公団が製作した後、裁判所に提供



SBC
중소기업지원공단

3 中小企業振興公団運営の‘M&A Info-market’の利用

- 売却主幹社等に上記のホームページを活用した売却などを推進するよう督励する予定
- 但し、‘回生手続におけるM&Aに関する準則’との関係上、買主の確保のための売却主幹社の入札公告などの制限的な範囲で利用できると思われる

4

中小企業振興公団運営の中小・ベンチャー企業資産取引仲介マーケットの利用

- ▶ 中小企業振興公団は、遊休設備から無形資産までの仲介ができる‘中小・ベンチャー企業資産取引仲介マーケット(www.joongomall.or.kr)’を開設
- ▶ 裁判所は‘中小・ベンチャー企業資産取引仲介マーケット’を積極的に活用するように督励

中小企業とその代表者等に対する回生手続を同じ裁判部で担当

- 2012. 12. 11. 開催された懇談会で出た意見である。ソウル中央地方法院破産部では手続の効率性を上げるために同じ裁判部において手続を進行する

THANK YOU

